

銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会条例

制定 令和3年10月5日条例第29号

(設置)

第1条 銚田・大洗広域事務組合（以下「組合」という。）が新たに整備するごみ処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）に関する基本的事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 新ごみ処理施設の処理方式に関すること。
- (2) 新ごみ処理施設の事業方式に関すること。
- (3) 新ごみ処理施設の余熱利用方針に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、新ごみ処理施設の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 組合議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第2条の規定による答申をした日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(委員会の招集の特例)

第7条 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会を招集することができな

い場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。